

インドネシアにおける意匠出願制度 概要



創英国際特許法律事務所

布施哲也
(弁理士、創英国際特許法
律事務所 意匠部門長)

創英国際特許法律事務所は、知的財産立国ビジョンの推進に貢献することを「創業の理念」としており、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用をサポートする活動をグローバルに展開している。布施氏は、日本弁理士会 意匠委員会副委員長、APAA 日本部会 理事 意匠委員会委員長等、を歴任している。また、「意匠制度の概要と意匠権の戦略的活用法」創英研（2014）等、多数の講師歴を有する。「外国意匠制度概説 I」日本評論社（2015）（共著）、「意匠権侵害訴訟における実施料率についての検証」Patent 2018年10月号等、多数の著書・論文を執筆している。

■意匠特許出願手続の流れ

インドネシアにおける意匠出願手続の流れに関し、次ページにフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

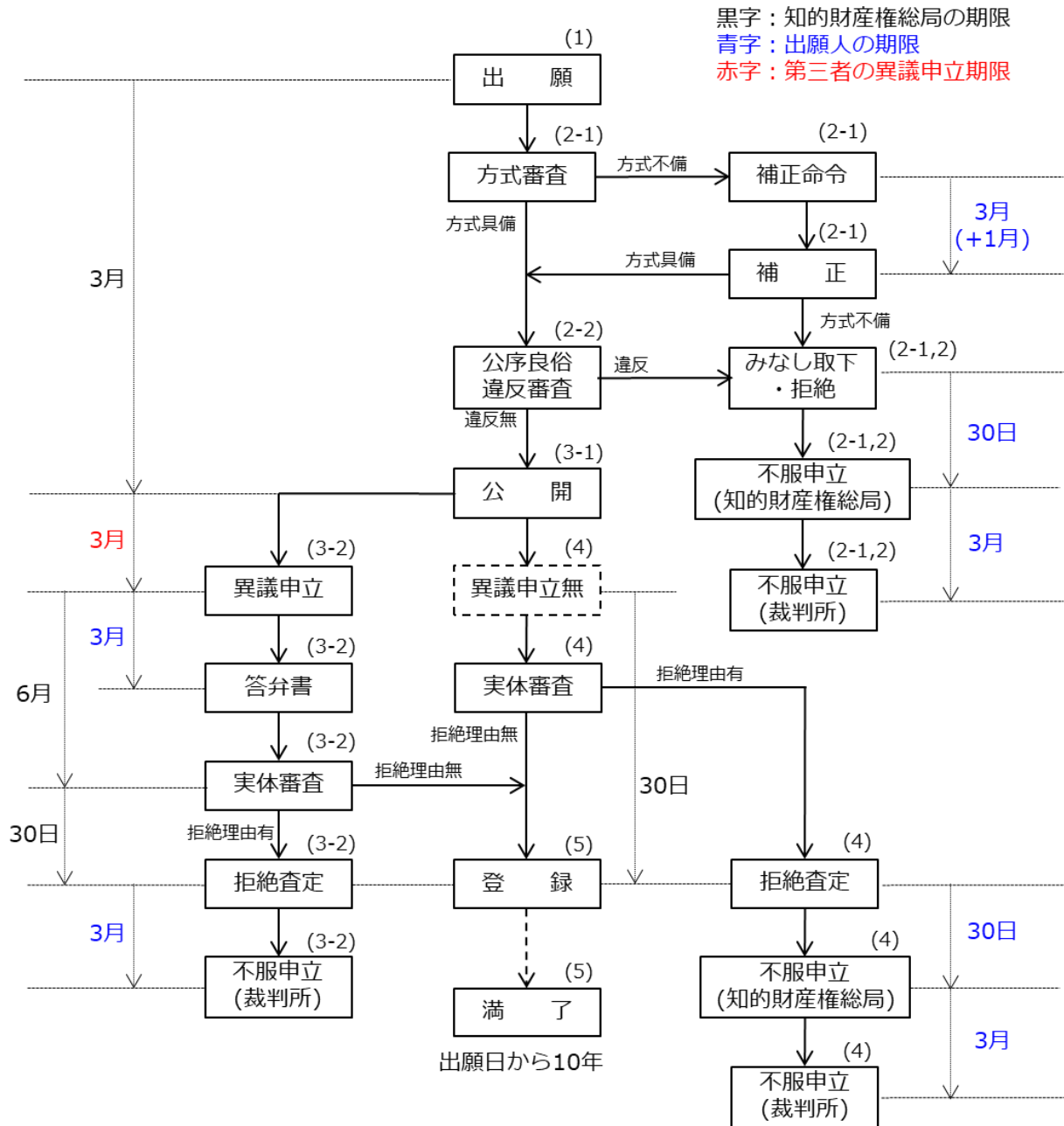
■詳細および留意点

1. 登録できる意匠

(1) 法上の意匠

インドネシア意匠法では、保護を受けることができる意匠について「立体または平面における形状、構造、線若しくは色彩若しくは線と色彩から成る構成、またはこれらの組合せについての創作であって、美的印象を与え、立体または平面の装飾に実現可能で、製品、商品、工業製品または手工芸品の生産に用いられるもの」と定義している（法1条(1)）。

インドネシアの意匠実務においては、部分意匠の登録が可能である。また、意匠の単一性を有し、かつ同一の分類に属する複数の意匠については、1つの出願で登録を得られる（食器や家具等のセット物）。



(2) 登録要件

インドネシア意匠法において、実体面の登録要件として次の事項が挙げられている。

- ①法上の意匠であること（法1条(1)）
- ②新規性（法2条(1)）
- ③現行法令違反、公序違反、宗教違反、良俗違反でないこと（法4条）
（条文においては、創作非容易性の規定はない。）

また、方式面として、願書記載事項（法 11 条）、先願主義（法 12 条）、1 意匠 1 出願（法 13 条）等の登録要件が定められている。

2. 出願から登録までの概要

(1) 出願

出願において必要な書類、記載事項は次の通りである。

・ 願書

出願年月日、創作者・代理人の氏名・住所等、優先権主張をする場合の基礎出願の国名・出願日・出願番号、物品の表示、意匠分類

・ 意匠の説明

物品に関する説明、図面の説明、権利請求の内容について簡単に記載する。

・ 図面、写真または見本

線図、CG、モノクロ、カラーのいずれの図面等も提出できる。6 面図が必須との明文規定はないが、実務上は 6 面の明確な開示が推奨されている。その他、斜視図、断面図、拡大図等の提出もできる。また、使用状態を示す図等の提出も認められている。提出図面の数について上限は定められていない。

・ その他、優先権証明書、代理人への委任状、創作者から出願人への譲渡証、共同出願の場合の同意書等の書類が必要となる場合もある。

(2) 方式審査、公序良俗等審査

(2-1) 方式審査

出願が受理されると方式審査が行われる。方式審査では、出願書類の適法性、1 意匠 1 出願、優先権主張手続の適格性等が審査される（法 19 条(1)）。

審査において方式要件が満たされていないと判断された場合、補正指令が通知される。この補正指令に対して、出願人は、その通知を受けた日から 3 月以内に補正手続で対応することができる（1 月の延長可）。

補正指令通知から 3 月以内に方式要件の不備が解消しない場合には、知的財産権総局は出願人に対して、出願は取下げられたものと見なす旨を通知する。見なし取り下げの通知を受けた出願人は、その通知から 30 日以内に、知的財産権総局に

対して不服を申し立てることができる。それでも方式要件の不備が解消せず取下げが決定した場合には、出願人は、当該決定から3月以内に商務裁判所に訴訟を提起することができる。

(2-2) 公序良俗等審査

意匠出願は、方式審査とともに、現行法令違反、公序違反、宗教違反および良俗違反の審査が行われる（法24条(2)）。審査においてこれらの規定に違反していると判断された場合には、出願人に対して出願の拒絶が通知される。

出願人は、拒絶の通知を受けた日から30日以内に、知的財産権総局に対して不服を申し立てることができる。知的財産権総局に対して不服を申立てにもかかわらず、公序良俗等違反が解消しないとして拒絶の決定がなされた場合には、出願人は、当該決定から3月以内に商務裁判所に対して訴訟を提起することができる。

(3) 出願公開と異議申立

(3-1) 出願公開

インドネシアでは、方式要件を満たし、かつ公序良俗等に違反しない出願は、出願日から3月以内に公開される（法25条(1)）。公開される事項は次の内容である。

- ①出願人の名称および住所
- ②（代理人による出願の場合）代理人の名称および住所
- ③出願日および出願番号
- ④（優先権主張を伴う場合）基礎出願国および優先日
- ⑤意匠の名称
- ⑥意匠の図面または写真

なお、出願人は、出願時に書面で請求することにより、出願公開を最大で出願日（または優先日）から12月まで延期することができる（法25条(4)）。

(3-2) 異議申立

何人も、出願公開の日から3月以内に当該出願に対して異議を申し立てることができる。異議申立は、①新規性、②公序良俗等違反、③1意匠1出願、④意匠開示の明確性を理由とする（規則24条(1)）。

異議申立がなされた場合、その内容が出願人に通知され、出願人は当該通知から3月以内に答弁をすることができる。出願人から答弁がなされると、知的財産権総局は上記①～④や⑤法上の意匠に相当するか否かの実体面について審査を行う。この実体審査は、出願公開の終了日（公開日から3月）から6月以内に行われ、異議を認めるか否かの決定がなされ、出願人に通知される。

異議が認められた決定に対しては、出願人は上記決定通知から30日以内に、知的財産権総局に対して不服の申立をすることができる。知的財産権総局はこの不服申立に対して審査を行い、決定を行う。この決定が登録の異議を認めるものである場合には、出願人は、さらに上記決定の通知から3月以内に商務裁判所に訴訟を提起することができる。

(4) 実体審査

インドネシアでは、異議申立がなされない出願においても、実務上は、上記した①新規性、②公序良俗等違反、③1意匠1出願、④意匠開示および⑤法上の意匠に相当するか否かについて実体審査を行っている。

実体審査において登録要件を満たさないと判断された意匠については、知的財産権総局はその出願人に対して拒絶を通知する。それに対して、出願人は、拒絶の通知を受けた日から30日以内に知的財産権総局に不服を申し立てることができる。この不服申立が認められず、拒絶が決定された場合、出願人はさらにその決定の通知から3月以内に商務裁判所に訴訟を提起することができる。

なお、新規性喪失例外の規定はあるが、その条件は厳しく、適用は国際博覧会での公知等に限られる。

(5) 登録

方式審査、公序良俗等審査、実体審査において違反が認められなかった意匠は、知的財産権総局により登録される。この際、登録許可通知や登録料納付の手続きはなく、登録証の発行が行われる。

意匠権は出願日から10年間有効であり、存続期間の間に年金納付や更新といった意匠権を存続させるための手続はない。

瑕疵がある意匠登録に対しては、利害関係人は、商務裁判所に対してその取消を請求することができる。

■ ソース

インドネシア意匠法

インドネシア意匠規則

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)